

～私立高等学校の就学を支援する各種制度のご案内～  
(兵庫県にお住まいの保護者様へ)



# 私立高校の授業料実質無償化

兵庫県では、3つの給付制度で高校生の就学を支援します。  
年収約590万円未満世帯の場合、年間 約41万円 の支給(返還不要)

## 1 制度の概要(対象者の要件等)

要件等	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	3 奨学給付金
居住	保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住していること	保護者が、各年度10月1日時点で兵庫県内に居住していること	保護者が、各年度7月1日時点で兵庫県内に居住していること
在籍	各月1日時点	各年度10月1日時点	各年度7月1日時点
年収(目安)	約910万円未満の世帯	約910万円未満の世帯	・生活保護世帯 ・年収約270万円未満の世帯(住民税所得割非課税)
申請時期	4月の入学時	毎年7月ごろ	毎年7月ごろ

## 2 支給額(年額)

令和3年度 県内私立全日制高等学校生の金額です。

世帯年収目安(※1) (保護者の合算)	授業料に対する支援			授業料以外に対する支援
	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	合計(※2)	3 奨学給付金(※3)
年収270万円未満程度	396,000円	12,000円	408,000円	52,600円～150,000円
年収270万～590万円程度	396,000円	12,000円	408,000円	—
年収590万～730万円程度	118,800円	100,000円	218,800円	—
年収730万～910万円程度	118,800円	50,000円	168,800円	—

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家庭の状況(家族構成等)で大きく異なる場合があります。所得判定基準の確認方法は、裏面を参照してください。

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。  
また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります。

【モデル事例：年間の納付金※(授業料(408,000円以上)＋施設整備費等)が500,000円の場合】

年収590万円程度まで	国+県の補助(408,000円)	保護者負担 92,000円
年収590万～730万円程度まで	国+県の補助(218,800円)	保護者負担(281,200円)
年収730万～910万円程度まで	国+県の補助(168,800円)	保護者負担(331,200円)

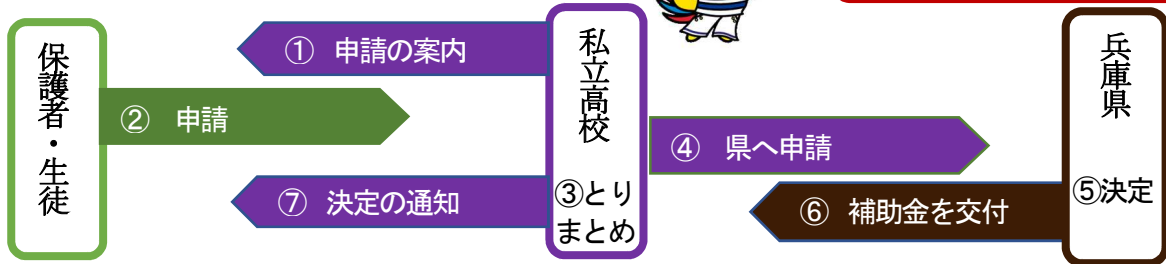
※年間の納付金は学校により異なります。別途、入学時納付金(平均30万円程度)が必要です。

### ※3 奨学給付金の支給額

世帯状況	支給額(奨学給付金)
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円
非課税世帯(第1子)	129,600円
非課税世帯(第2子以降)	150,000円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

### 3 申請の流れ



- 申請しなければ支給されません。
- 支給方法や支給時期は学校により異なります。

### 4 所得判定基準の確認方法(国の就学支援金、県の授業料軽減補助)

次の計算式による算出額（保護者等の合計額）で判定します。

【計算式】市(町)県民税の課税標準額×6%－市(町)民税の調整控除の額※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額



上記による算出額

154,500円未満	(年収590万円未満程度)
217,000円未満	(年収730万円未満程度)
304,200円未満	(年収910万円未満程度)

国+県支給額

408,000円
218,800円
168,800円

見本

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	課税標準額
給与所得		課税標準額	課税標準額
その他の所得計		課税標準額	課税標準額
所得		課税標準額	課税標準額
雑損		課税標準額	課税標準額
医療費		課税標準額	課税標準額
社会保険料		課税標準額	課税標準額
小規模企業共済		課税標準額	課税標準額
生命保険料		課税標準額	課税標準額
除地業保険料		課税標準額	課税標準額
(摘要)		課税標準額	課税標準額

※ 調整控除の額がわからない場合や、税額の見方については、お住まいの市町の税務担当窓口にお問い合わせください。

調整控除の額は、税額控除額に含まれます。

【調整控除額】  
概ね1,500円～60,000円

### その他、貸付制度

#### 【入学金に対する貸付】兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度

■対象者	次のすべてを満たす者。 ① 私立高等学校（通信制課程を除く）に入学予定の生徒の学資負担者（所得税法上、生徒の扶養者）。 ② 兵庫県内に在住する人。 ③ 学資負担者の市(町)民税所得割額と県民税所得割額の合算した額が257,500円未満であること。（年収目安約590万円未満）
■貸付額	300,000円以内（入学金、施設拡充費等の入学時の納付金）
■問い合わせ	公益社団法人 兵庫県私学振興協会 TEL (078) 360-6790

#### 【その他の貸付】高等学校奨学資金貸与制度

■対象者	高校に在学する生徒で、以下の両方に該当する者。 ① 生計を維持する者が兵庫県在住であること。 ② 生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準額以下である世帯に属すること。（給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下（目安））
■貸付額	月額30,000円（私立学校、自宅通学者の場合）
■問い合わせ	公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 TEL (078) 361-6640

問い合わせ（貸付制度については、上記の各団体にお問い合わせください。）

兵庫県企画県民部管理局教育課私学教育班 TEL (078) 362-3104